

# 永代供養堂「慈恩堂」使用規約 契約書

## 第 1 条（使用規定）

この規定は（宗）嶺雲寺の永代供養堂「慈恩堂」（以下「供養堂」という）の使用について定めたもので、永代供養堂使用許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という）は、この規定に従って下さい。

## 第 2 条（使用目的）

供養堂は、焼骨を納める目的以外には使用できません。

## 第 3 条（使用資格）

供養堂は、墓地の承継者がいない方、既存墓地のない方を対象として、国籍宗教等の如何を問わず、どなたでも使用出来ます。

## 第 4 条（施設）

供養堂には個人または御夫婦の焼骨を一世代分の納骨壇および、先祖諸霊の焼骨を合せて安置できる納骨壇を設置します。

## 第 5 条（永代供養料及び永代管理料）

(1) 永代供養料は次のとおり定めます。

鳳蓮 180 万円（仏壇型・先祖諸霊安置可能型）

薫象 90 万円（個人・夫婦安置型）

(2) 納骨壇を使用される方は、供養堂の維持管理及び環境整備のための永代管理費用として、別途一律 30 万円の管理料を前納していただきます。

(3) 前各項に定める使用料及び管理料は第 8 条第 1 項に定める使用期間に対する料金とします。

## 第 6 条（永代供養）

(1) 「慈恩堂」永代供養とは、管理者がお盆供養会、春秋彼岸供養会及び合同供養会を行うことを云う。各供養会での塔婆供養、各壇の献花及び、年忌供養はこれに含まない。

## 第 7 条（管理及び祭祀の実施）

(1) 管理者は、使用者及びその配偶者の焼骨を使用許可した区画に納め、適切に管理を行います。

(2) 春秋のお彼岸月及びお盆月には、供養堂の合同供養を行い、合同納骨室に合祀された場合も引き続き、祭祀を執り行います。

## 第 8 条（使用期間及び更新）

(1) 使用期間は永代供養壇の使用許可証の発行の日から 30 年を経過するまでの期間とします。（御夫婦で使用の場合、後に埋蔵された配偶者からの期間とします。ただし、10 年を

超える場合の延長分は協議の上、算定する。先祖諸霊安置の場合その期間は算定いたしません)

(2) 使用期間の更新はありません。

#### 第 9 条 (合祀)

第 8 条第 1 項による使用期間が経過した場合は、管理者は供養堂敷地内に設置する合同納骨室に合祀します。

#### 第 10 条 (使用許可申請)

納骨壇の使用の許可を受ける方は、供養堂使用許可申請書を管理者に事前に届出て、承認を受けて下さい。

#### 第 11 条 (使用許可証)

(1) 供養堂使用許可証は使用料及び管理料を完納後、直に発行します。

(2) 証書を紛失又は汚損された場合或いは記載内容に変更が生じたときは、再交付を受けて下さい。

#### 第 12 条 (納骨の手続)

使用者の焼骨を供養堂に納めるときは、法令に定める市町村長等の発行する埋 (火) 葬・改葬許可書に所定の埋 (改) 葬申込書及び供養堂使用許可書を添えて、管理者に事前に届け出て承認を受けて下さい。(埋葬・改葬許可は市町にて発行されます。)

#### 第 13 条 (補償及び補修)

使用者はその責に帰すべき理由により、供養堂の施設等を毀損し、又は滅失したときは、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

#### 第 14 条 (使用者の義務)

(1) 使用者は、焼骨を納めるために必要な連絡者を管理者に届出ていただきます。

(2) 使用者又はその配偶者並びに連絡者の氏名・本籍・住所に変更が生じた場合は、遅滞なく管理者に届け出て下さい。

#### 第 15 条 (使用権売買等の禁止)

納骨壇の使用権は、他の者に売買、譲渡、又は貸与できません。

#### 第 16 条 (使用権の継承)

使用者又はその配偶者の 1 世代に限る納骨壇の提供であるため、原則として使用権は継承できません。

ただし、御夫婦での利用においては、使用者が死亡した場合、申込時に記載された配偶者に限り継承することができます。

(次世代が継続して使用する場合はその都度協議する)

#### 第 17 条 (納骨壇の返還及び帰属)

使用者は、納骨壇を使用しなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、供養堂使用許可書及び納骨壇を返還して下さい。その納骨壇は本霊園に帰属します。

#### 第 18 条 (使用許可の取り消し)

次のいずれかに該当するときは、納骨壇の使用許可を取消します。

- (1) 許可目的以外に納骨壇を利用したとき。
- (2) 使用者が有償無償にかかわらず第三者に売買、譲渡又は転貸したとき。
- (3) 使用者本人が所在不明になって3年を経過したとき。
- (4) 本規定に違反したとき。

第 19 条（使用料・管理料の返却）

中途解約の場合は払込まれた納入金は一切返却しません。

第 20 条（不可抗力等による事故の責任）

天災地変等の不可抗力並びに第三者による行為によって生じた個別の納骨壇の被害について、管理者は一切その責任を負いません。

第 21 条（規定に定めのない事項）

この規定に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度管理者が定めます。

第 22 条（規定の改正）

法令が改正された場合及び管理者が適当と認めたときはこの規定を改正することがあります。

上記利用規約をもって契約とする。

契約者 住所  
氏名  
連絡先

嶺雲寺 永代供養「慈恩堂」  
管理者 宗教法人 嶺雲寺  
代表役員 前川 知量

別記第1

嶺雲寺永代供養「慈恩堂」使用申込書

宗教法人嶺雲寺代表役員 殿

嶺雲寺永代供養「慈恩堂」管理使用規則を承認の上、下記の区画の使用をご承諾下さいますよう永代供養料・管理料納入のうえ埋(改)葬許可証を添えて申し込みます。

記

墓籍区列 号

令和 年 月 日

住所

氏名

使用開始年月日 令和 月 日

別記第2

嶺雲寺永代供養「慈恩堂」使用承諾書

殿

令和 年 月 日付けの下記区画の使用申込を承諾し、その使用を許諾します

記

墓籍区列 号

開眼年月日 令和 月 日より

収骨合祀予定年月日 令和 年 月 日 令和 年 月 日

契約書第6条規定における延長による収骨合祀 令和 年 月 日

宗教法人嶺雲寺 代表役員 前川知量之印